

導入促進基本計画

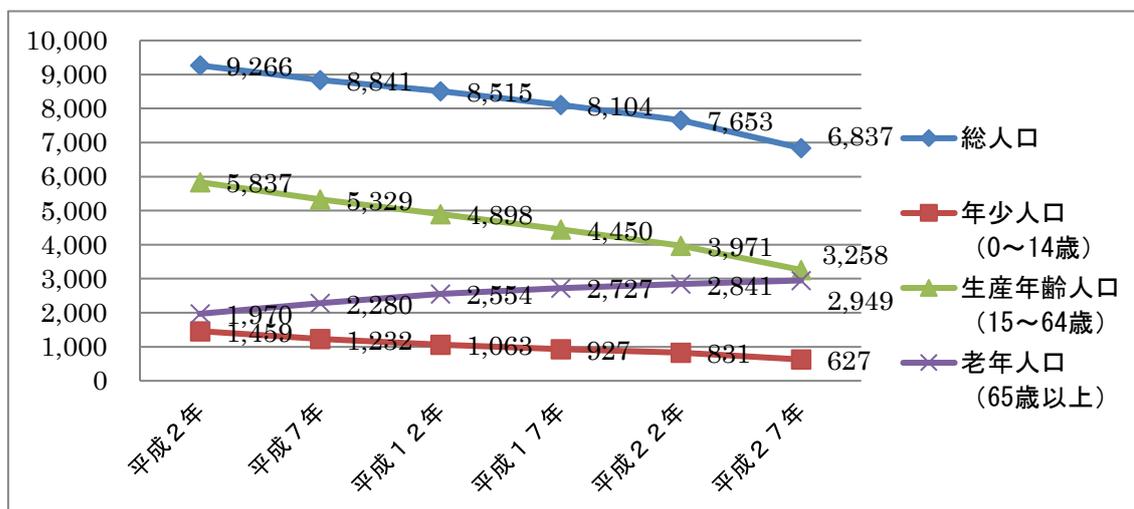
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 地域の人口構造

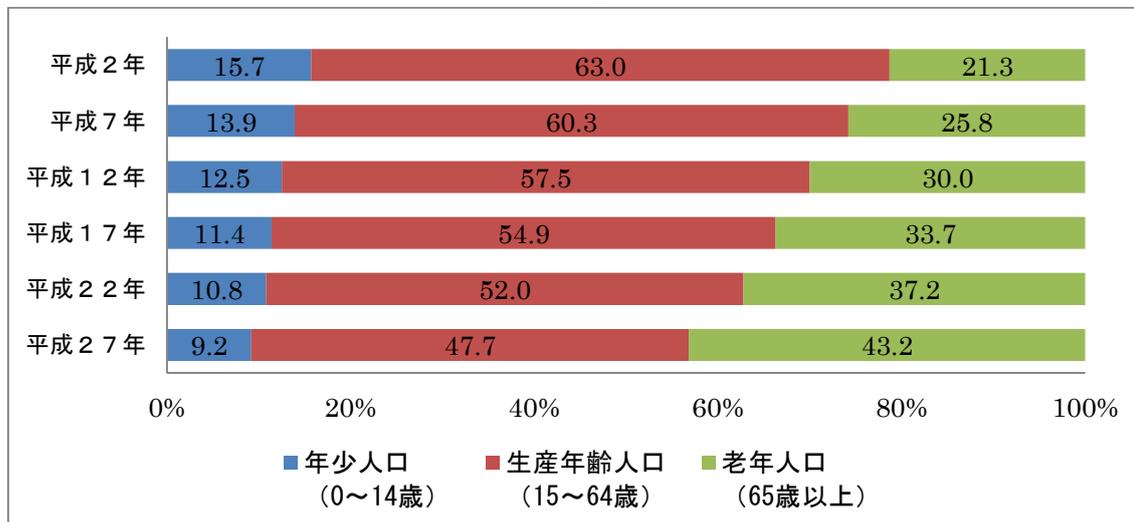
松崎町は、伊豆半島西海岸の南部に位置し、北東は天城山系の山々に囲まれ、西は駿河湾に面している。松崎町の人口は、昭和 25 年の 14,162 人をピークに減少傾向にあり、平成 27 年には 6,837 人と 65 年間で 51.7%の減少となっている。過疎化の進展により、若者の都市部への流出と少子化による人口の減少傾向は今後も続くものと思われる。

年齢3区分別人口の推移



資料:平成 27 年国勢調査

年齢3区分別人口構成比の推移

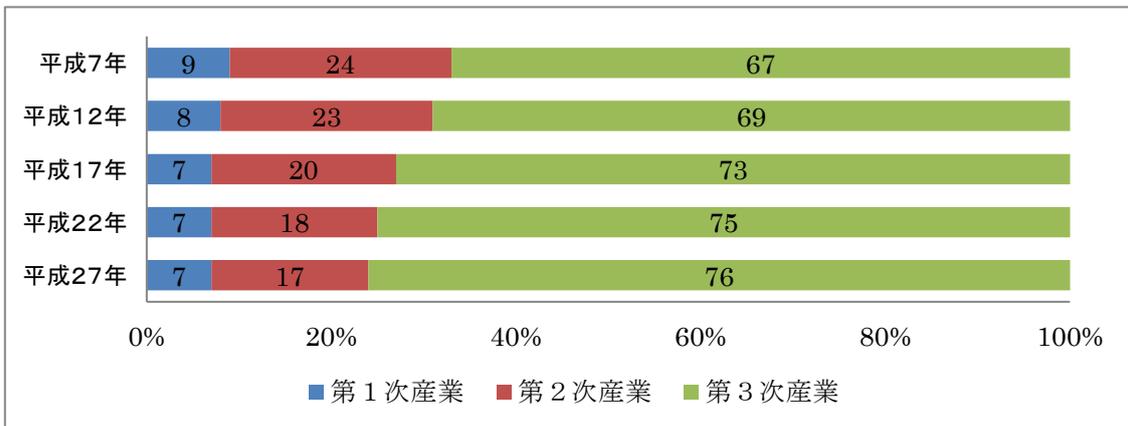


資料:平成 27 年国勢調査

## イ 産業構造

本町は、夏の海水浴客を中心に豊かな自然環境を背景とした観光地として発展し、観光業が基幹産業となっている。産業別の就業人口比率は、平成27年国勢調査によると、第1次産業7%、第2次産業17%、第3次産業76%であり、今後も第3次産業の就業人口比率が高くなることが予想される。

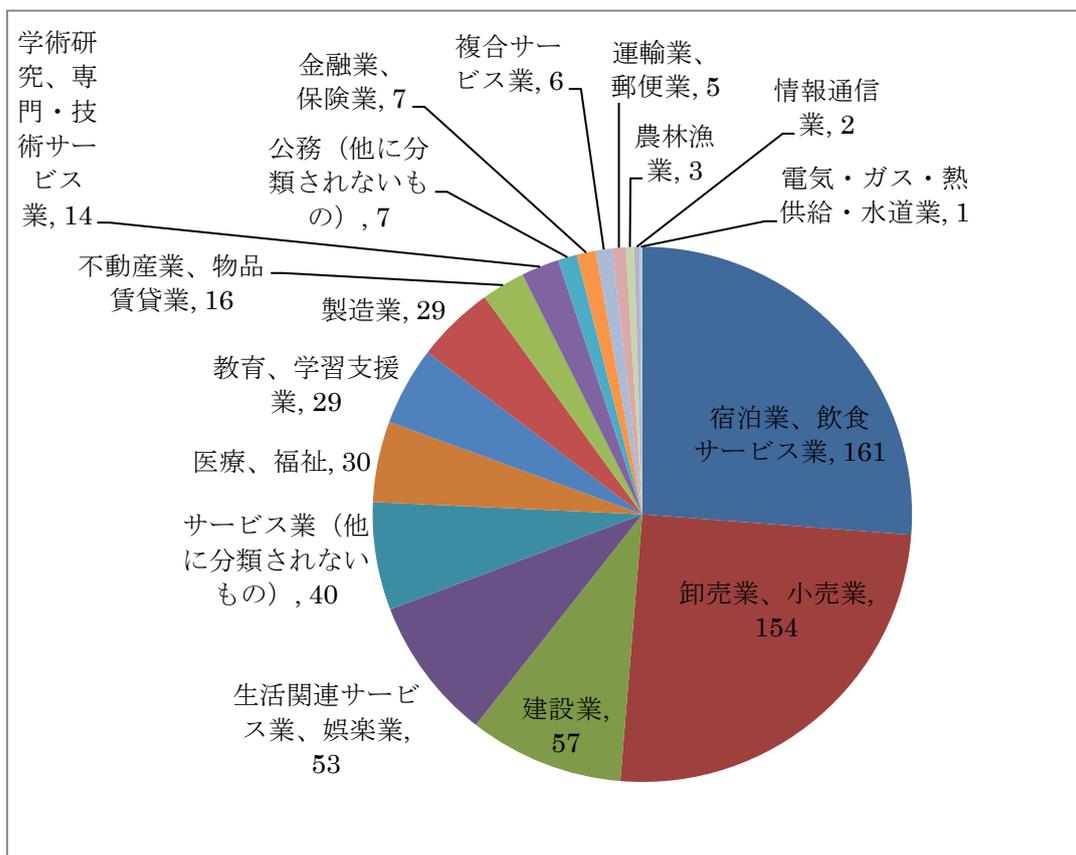
産業別就業人口(割合)の推移



資料:平成27年国勢調査

本町の産業別の事務所数を見ると図1のとおりであり、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」の割合が相対的に高くなっている。

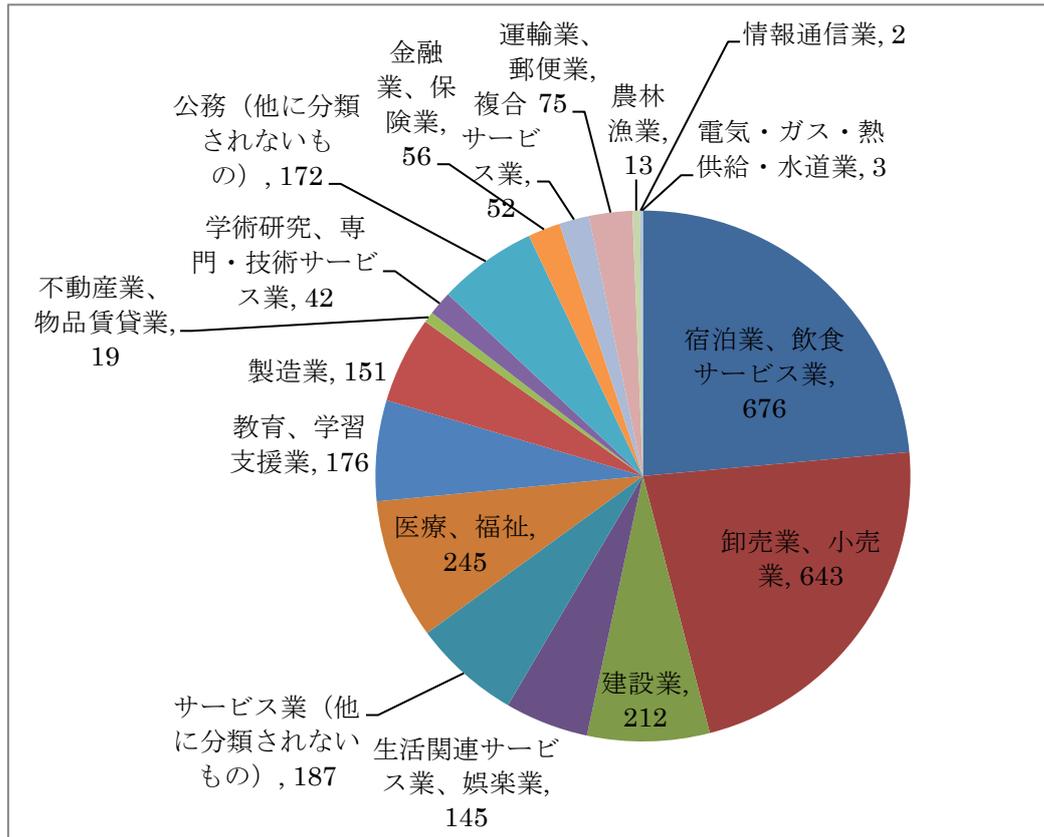
図1 事務所数



資料:平成26年経済センサス

また、従業員数の割合で見ると図2のとおりであり、同様の傾向が見られる。

図2 従業員数



資料：平成 26 年経済センサス

### ウ 中小企業者の実態

本町には大きな企業がなく、経営規模の小さな中小企業が大半を占めている。

本町内の中小企業は、過疎化による人口減少に伴う売上減少、人手不足、後継者不足等の様々な経営課題を抱えている。本町では、平成 30 年度から利子補給制度の見直しを行うなど、中小企業支援の改善に取り組んでいるが、人口減少社会の進展に伴う人手不足に対応するためには、事業基盤を構築するとともに、後継者が継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題である。また、都市部からの移住・定住者による起業を促進する必要もある。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業における先端設備等の導入を促進することで、町内の生産性向上を目指す。そのため、計画期間中に 6 件（年 2 件）程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率平均 3% 以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

松崎町の産業は多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

松崎町の産業は、町内に点在して立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

松崎町の産業は多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- ①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公助良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。